

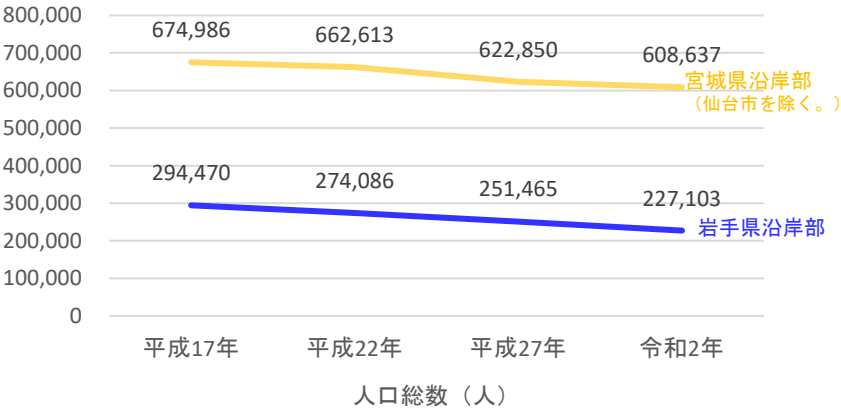
地震・津波被災地域の現状について

令和6年4月30日

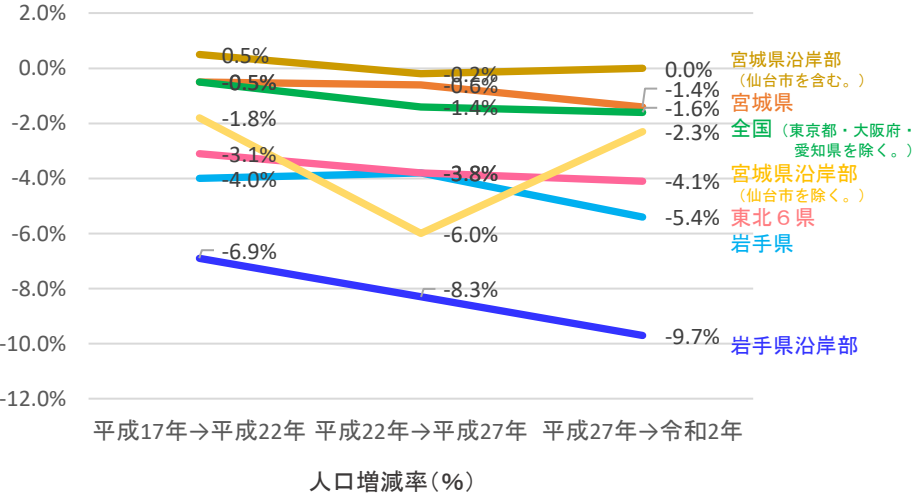
1. 沿岸市町村における人口動態

・震災前後での沿岸部市町村（岩手県及び宮城県における沿岸部の市町村。詳細は下記脚注参照。）における人口減少の割合は、全国人口減少の割合よりも大きい、人口が減少局面に入っているという面では同傾向。

【沿岸市町村の人口推移】



【人口増減率の比較】



（出展）総務省統計局「国勢調査（平成17年、平成22年、平成27年及び令和2年）」を基に復興庁が作成。

※ 岩手県沿岸部市町村：洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市
宮城県沿岸部市町村：気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市、松島町、利府町、七ヶ浜町、塩竈市、多賀城市、名取市、岩沼市、亘理町及び山元町。仙台市を除く。

【福島県を除いた東北5県の市町村で、人口増減率の高い市町村】

都道府県	市区町村	平成17年→平成22年人口増減率	都道府県	市区町村	平成27年→令和2年人口増減率
1 青森県	今別町	-15.7%	1 青森県	風間浦村	-17.2%
2 青森県	佐井村	-14.8%	2 青森県	佐井村	-16.8%
3 青森県	外ヶ浜町	-13.7%	3 青森県	今別町	-15.3%
4 秋田県	上小阿仁村	-12.2%	4 秋田県	藤里町	-13.8%
5 秋田県	藤里町	-11.5%	5 青森県	中泊町	-13.7%
・			6 宮城県	七ヶ宿町	-13.6%
・			・		
10 岩手県	西和賀町	-10.5%	・		
・			11 岩手県	釜石市	-12.8%
・			12 岩手県	西和賀町	-12.7%
・			・		
・			15 宮城県	丸森町	-12.2%
18 岩手県	住田町	-9.6%	・		
19 宮城県	七ヶ宿町	-9.5%	18 岩手県	住田町	-11.8%
			19 岩手県	田野畑村	-11.7%

※下線は沿岸部

＜参考：移住施策の例とそれらを活用した直近の移住者数＞

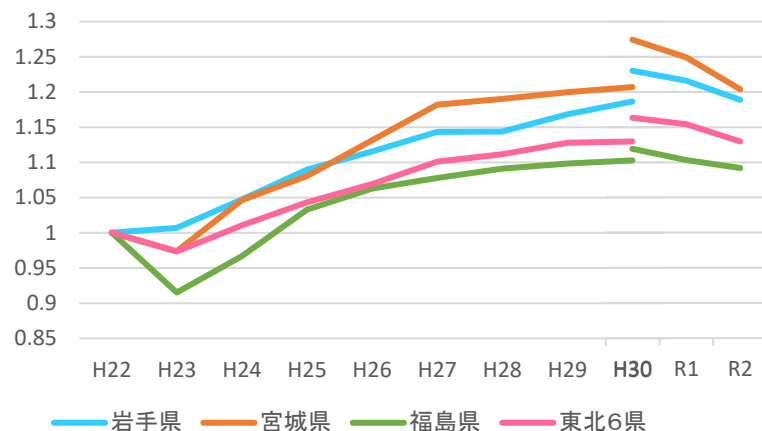
	R2年度	R3年度	R4年度	主な活用施策
岩手県全体	1,322	1,275	1,361	移住者住宅取得補助金（一関市） 子育て世帯住宅取得奨励金（花巻市）
岩手県沿岸部	312	192	267	定住支援住宅助成金（陸前高田市） ライフデザインUターン補助金（釜石市）
宮城県全体	1,595	1,845	2,011	定住促進補助金（美里町） 住宅新築・購入移住支援事業（大崎市）
宮城県沿岸部	835	832	918	子育て・三代同居近居住宅支援事業（塩竈市） 定住化促進事業（東松島市）

※県・市町村の移住窓口等で把握したものを集計したものであることに留意。

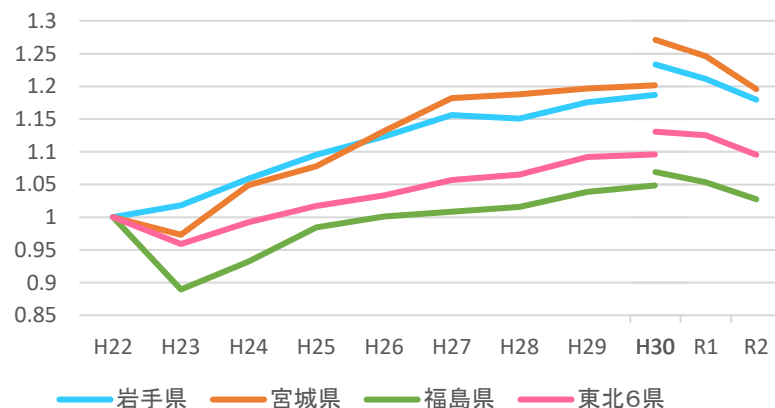
2. GDP推移

- ・ 県内総生産は、震災後に一度落ち込むものの、その後回復し、おおむね震災前と同等又は上回る水準となっている。岩手県及び宮城県の沿岸部市町村についても、県建設業の計数を控除しても、同様。

【県内総生産の推移（平成22年度を1とした場合）】 ※1～2



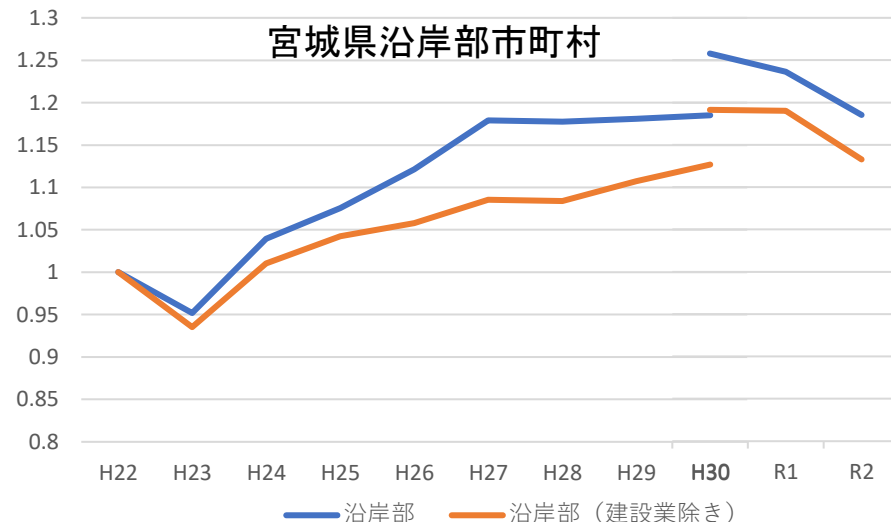
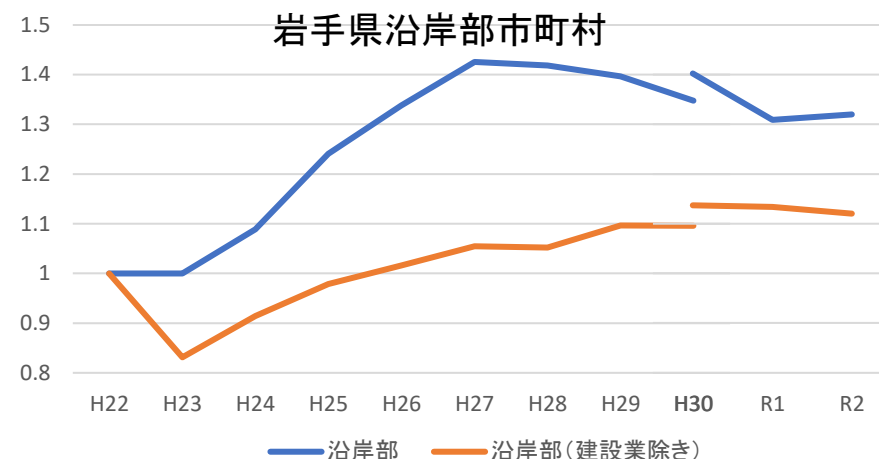
（県建設業の計数を控除した場合）



（出典）各県の「県民経済計算」を基に復興庁が作成

- ※1 平成22年度～平成30年度は平成23年基準（2008SNA）による、平成18年度～平成30年度データを使用
令和元年度～令和2年度は平成27年基準（2008SNA）による、平成23年度～令和2年度データを使用
- ※2 平成30年度までと令和元年度以降では、統計の基準が異なるため、単純な比較は困難とされていることに留意。
- ※3 岩手県沿岸部市町村：洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市
宮城県沿岸部市町村：気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市、松島町、利府町、七ヶ浜町、塩竈市、多賀城市、名取市、岩沼市、亶理町及び山元町。仙台市を除く。

【岩手県及び宮城県の沿岸部市町村内総生産の推移（平成22年度を1とした場合）】 ※1～3

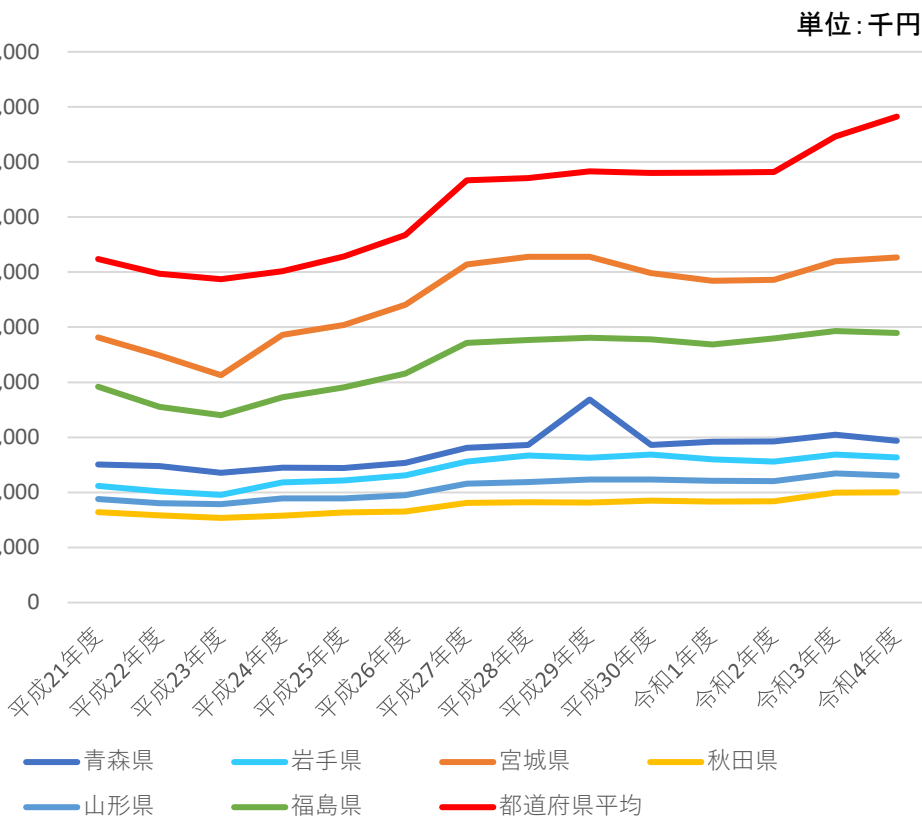


（出典）各県の「市町村民経済計算」を基に復興庁が作成

3. 地方税の推移

・震災後、税収は一度落ち込むものの、その後に回復し、概ね震災前と同等又は上回る水準となっている。

東北6県の地方税推移（平成21年度～令和4年度）



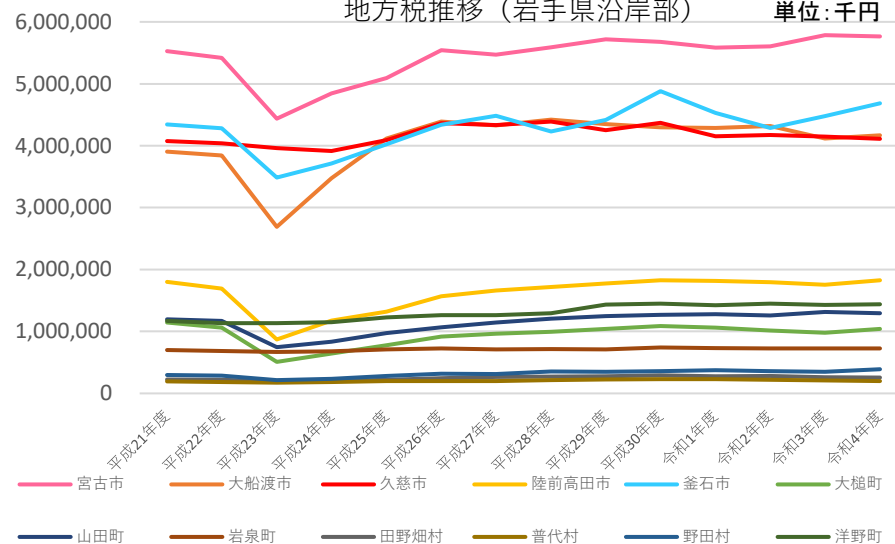
※税収の動きについて、地方税法上の特例（例：東日本大震災に係るもの、新型コロナウイルス感染症に係るもの）の影響を受けている側面もある。

＜地方税＞

- ・ 個人住民税、個人事業税、法人住民税、法人事業税
- ・ 地方消費税、地方たばこ税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、入湯税、自動車税、軽自動車税、狩猟税 等
- ・ 固定資産税、都市資産税、不動産取得税、事業所税 等

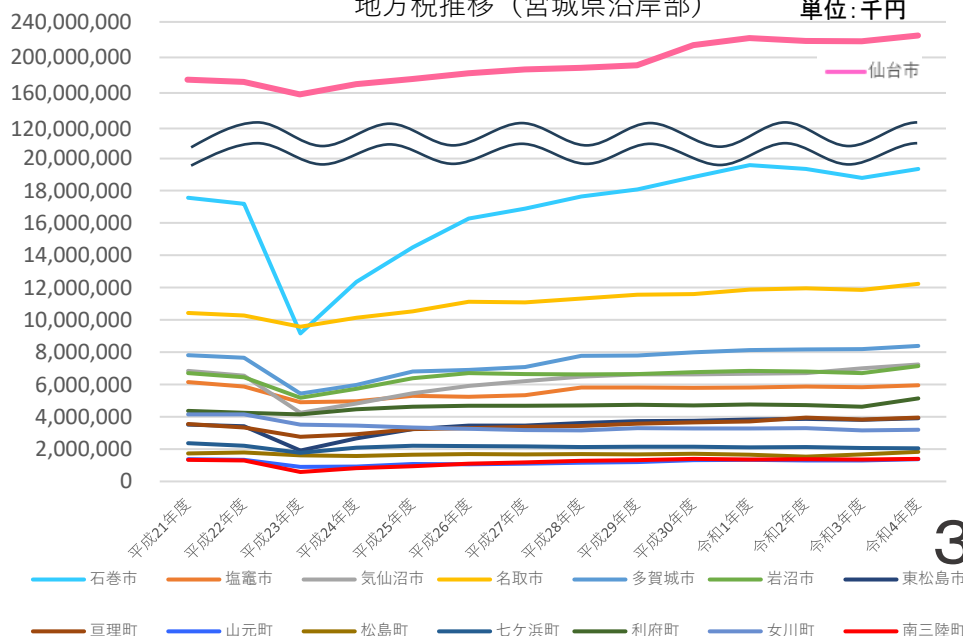
地方税推移（岩手県沿岸部）

単位：千円



地方税推移（宮城県沿岸部）

単位：千円



4. 財政状況（財政力指数及び実質公債比率）

・平成22年度と令和4年度の東北6県等の財政力指数及び実質公債比率は、以下のとおり（人口が東北6県と同規模の県と比較）。

都道府県名	財政力指数		実質公債比率		【参考】 令和2年時点 人口(千人)
	平成22年度	令和4年度	平成22年度	令和4年度	
宮城県	0.522	0.591	15.1%	10.6%	2,302
新潟県	0.404	0.451	17.1%	18.2%	2,201
長野県	0.461	0.503	15.4%	9.7%	2,048
岐阜県	0.521	0.527	19.6%	7.2%	1,979
群馬県	0.579	0.599	10.6%	9.4%	1,939
栃木県	0.595	0.610	11.5%	9.5%	1,933
岡山県	0.514	0.508	14.8%	11%	1,888
福島県	0.445	0.513	14.4%	6.7%	1,833
三重県	0.574	0.566	13.0%	12.1%	1,770
熊本県	0.370	0.397	15.2%	7.8%	1,738
鹿児島県	0.292	0.339	16.4%	11.4%	1,588
沖縄県	0.289	0.360	11.2%	7.3%	1,467
滋賀県	0.576	0.534	15.6%	10.9%	1,414
山口県	0.437	0.429	13.9%	8.5%	1,342
愛媛県	0.406	0.422	16.8%	11.1%	1,335
奈良県	0.419	0.410	11.5%	9.5%	1,324
長崎県	0.297	0.333	12.8%	10.3%	1,312
青森県	0.316	0.342	18.1%	13.1%	1,238
岩手県	0.306	0.354	15.6%	12.8%	1,211
山形県	0.323	0.360	14.2%	12.3%	1,068
秋田県	0.285	0.309	14.4%	15.3%	960
都道府県平均	0.490	0.494	13.5%	10.1%	-

<財政力指数>

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

<実質公債比率>

地方公共団体の一般財源の標準的な規模に占める、全部の会計の公債費や加入している一部事務組合が負担する公債費、公債費に準ずる経費の比率。

財政健全化法により、早期健全化基準（基準値25.0%）及び財政再生基準（基準値35.0%）の2つの基準値が定められている。

5. 地震・津波被災地域も対象に含まれる主な予算（令和6年度予算）

○被災者支援

・被災者支援総合交付金	93億円	
・被災した児童生徒等への就学等支援	20億円	
・緊急スクールカウンセラー等活用事業	15億円	等

○住宅再建・復興まちづくり

・家賃低廉化・特別家賃低減事業	216億円	
・災害復旧事業	84億円	
・ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業	1億円	等

○産業・生業（なりわい）の再生

・災害関連融資	13億円	
・復興特区支援利子補給金	4億円	
・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業	9億円	
・水産業復興販売加速化支援事業	41億円	☆
・漁業経営体質強化機器設備導入支援事業	4億円	☆
・被災海域における種苗放流支援事業	10億円	☆
・被災地次世代漁業人材確保支援事業	21億円	☆
・ブルーツーリズム推進支援事業	3億円	等

等

※「☆」については、ALPS対策として拡充され、福島県以外でも活用できるもの。

6. 総括を行うに当たっての視点

【現行方針の記載】

- ・地震・津波被災地域においては、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、心のケア等の被災者支援を始め、今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。
- ・地震・津波被災地域において第2期復興・創生期間の復興を進めるに当たっては、第1期復興・創生期間内に公共インフラ整備等を中心にほとんどの事業が完了していること、過去の大規模災害における取組事例、一般施策による対応状況等を踏まえ、第2期復興・創生期間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。

【地震・津波被災地域の復興施策を総括するに当たっての視点(案)】

- ・これまでの「前例のない手厚い支援」によって東日本大震災からの復興はどこまで進んだか。
- ・東日本大震災に起因した課題として、何が残されているのか。
他の大規模災害における対応との比較、復興財源確保のための国民負担との関係、国・地方公共団体の役割分担等の点から、復興施策として行うことの妥当性について国民から理解が得られるか。
- ・復興施策としての各事業をどのように全うするのか。
第2期復興・創生期間後に向けた一般施策との連携をどのように考えていくのか。

等